

広島県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年三月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十一年広島県選挙管理委員会告示第五十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十一年三月十二日提出の「全国社会保険推進連盟広島支部」の平成二十年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
全国社会保険推進連盟広島支部	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 金額及び員数 1,149,188 円 464,932 円 656,728 円 464,932 円 308,000 円 154 人 308,000 円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 841,188 円 156,932 円 348,728 円 156,932 円	平成二十二年 二月一八日